

新型コロナウイルス感染症対策

感染の連鎖を断ち切るために

感染が急拡大しています。少しの油断や慣れから、家族や友人、さらには重症化リスクのある高齢者や医療従事者などへの感染につながる恐れがあります。**基本的対策の再徹底**と、**二次感染を広げない取り組み**をお願いします。

【二次感染を広げないために】

- 発熱やのどの痛み、咳などの症状がある時は、外出しないようにしましょう。
- 陽性になった場合、決められた期間は外出せず、人との接触を避けましょう。
- ※発症2日前までに接触した人へ、必ず連絡しましょう。
- 濃厚接触者となった場合、5日間は自宅待機を徹底し、7日間が経過するまでは慎重な行動を。症状が出た場合は、抗原定性検査キットで検査をしましょう。

対象	検査キット申し込み先
<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者（症状が軽い人） ※65歳以上、基礎疾患のある人、妊婦は、まず医療機関に相談ください ・濃厚接触者 	<p>桑折町役場 WEB（平日 9:00～12:00）▶ ※1日当たりの配付数は30セットです。 ※12月28日（水）まで期間延長 閩健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133</p> <p>県新型コロナ検査キット配布センター ☎0120-941-546（毎日 9:00～19:00） WEB（24時間受付）▶</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・感染不安を感じる無症状の福島県民 	<p>県内206か所の各事業者（薬局など） ※12月31日（土）まで期間延長 県無料検査事業者一覧▶</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な検査など 	<p>一般用抗原検査キット ※有料 薬局、ネットショップなどで販売 「研究用」でなく、国が承認した「体外診断用医薬品」または、「第1類医薬品」と表示されているものを選びましょう。</p>

閩町新型コロナウイルス感染症対策本部（健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133）

道路・歩道除雪協力ボランティア募集

町では、冬期の円滑な交通を確保するため、道路・歩道の除雪協力ボランティアを募集します。協力いただける人は、お気軽に問い合わせください。

■除雪範囲・期間

- ・町道および歩道
- ・除雪実施期間 12月～3月

■募集期間 随時受け付けています

■支給、貸与品など

- ・除雪機などの燃料

- ・作業にかかる融雪剤
 - ・作業に使用するヘルメット、安全チョッキを貸与
 - ・もしものための保険代は、町が負担します
- 閩建設水道課 建設係
☎582-2127



住宅応急修理支援事業

3月に発生した福島県沖地震による住宅応急修理支援事業の申請および工事完了期限を、下記の通り延長します。

準半壊以上の判定を受けた住家

工事完了期限 令和5年3月15日

※申請受付は終了しました。

一部損壊の判定を受けた住家

申請受付および工事完了期限 12月28日

閩建設水道課 都市整備係 ☎582-2127

広報こおり

お知らせ版

令和4年

12月7日

総合政策課発行

☎582-2111（代）

予約制

マイナンバーカード
休日受付

■日時 12月25日（日）
9:00～12:00

■場所 役場1階
税務住民課窓口

■内容

- ・マイナンバーカード申請受付、交付、暗証番号変更など
- ・マイナポイントの申し込み

★事前に下記まで

電話で予約をお願いします。

※予約がない場合は休日受付を行いませんのでご注意ください。

12月末までに申請すると、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントに申し込みできます。申請はお早めに！

住民国保係

☎582-2114

使用期限延長 各種商品券

延長前 令和5年1月31日 ▼

延長後 令和5年2月28日

<対象商品券>

- ① 非課税世帯応援商品券
- ② 子育て世帯応援商品券
- ③ プレミアム商品券 (第3弾)

健康福祉課 ① 582-1134 ② 582-1133 / ③ 産業振興課 582-2126

住民税均等割のみ課税世帯向け

こおり応援商品券

一世帯
15,000円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する住民税均等割のみ課税世帯の経済的支援と地域経済の活性化を図るため、町内で使用できる「こおり応援商品券」を給付しています。

■給付対象世帯

令和4年11月1日現在、桑折町に住民登録をし、令和4年度住民税が均等割のみ課税の世帯。

■給付額 1世帯あたり15,000円分の商品券

■使用期限 令和5年2月28日

■給付時期 12月上旬に対象の世帯へ郵送しました。

■注意事項

※未申告の人は対象となりません。申告後に均等割のみ課税世帯となった場合は、申請してください。

※令和4年1月2日以降に転入した均等割のみ課税世帯の人は、課税証明書を添付して申請してください。

■その他

商品券が使用できる店舗は、商品券を郵送した時に一覧表を同封していますので、ご確認ください。

■問い合わせ・申請先

健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

令和4年度住民税非課税世帯向け

価格高騰緊急支援給付金

一世帯
50,000円

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金（価格高騰緊急支援給付金）は、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■給付対象世帯

①令和4年度住民税非課税世帯

同一の世帯に属する全員が令和4年度住民税非課税の世帯

※住民税が課税されている別世帯の親族などから扶養を受けている場合は対象外です。

※未申告の人や、令和4年1月2日以降の転入者は、非課税世帯であることを確認後、申請書を送付しますので、担当課まで問い合わせください。

②家計急変世帯

令和4年1月から12月の収入が予期せず減少し、

同一の世帯に属する全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（事業に季節性のあるケースや、定年退職などによる収入の減少は対象外です）

■給付額 1世帯あたり50,000円

■給付方法

①令和4年度住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には、12月中旬以降に確認書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

②家計急変世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に提出してください。詳しい内容は、町ホームページを確認するか、担当課まで問い合わせください。

■受付期限 令和5年2月28日

■給付時期

確認書および申請書受付後、順次給付します。

福祉灯油券の配付

一世帯
5,000円

冬期間に購入する灯油について、原油価格高騰の影響を受ける非課税世帯を対象に、町福祉灯油券を配付しています。

■対象世帯 基準日（11月1日）現在、令和4年度市町村民税非課税世帯

■灯油券給付額 1世帯当たり5,000円分

（1,000円×5枚）を12月上旬に郵送しました。

■有効期限

令和5年2月28日購入分まで

■その他

基準日において、未申告世帯および令和4年1月2日以降に桑折町へ転入された非課税世帯の人は、相談ください。

健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

蚕糸記念公園駐車場利用休止

公園は12月7日から利用できますが、蚕糸跡地内の工事により、公園駐車場への出入りが引き続きできないため、当面の間、駐車場の利用を休止します。なお、車で公園を利用する場合は、町役場の駐車場をご利用ください。

園建設水道課 ☎ 582-2127 / 菅野建設㈱ ☎ 535-1311

町民新年挨拶会中止のお知らせ

令和5年1月4日の新年挨拶会については、11月16日の広報お知らせ版で縮小開催とお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の現況を踏まえ、やむを得ず中止といたします。

園総務課 行政係 ☎ 582-2111

運転免許返納をお考えの人へ

高齢者の運転免許証自主返納支援事業

町内に住民登録を有し、有効期限内にある運転免許証を自主的に返納した75歳以上の人に対し、認定事業者が運行するタクシーで使用できる12,000円分のタクシー券を支給します。

自動車などの運転に不安を感じている人は、この機会に自主返納をご検討ください。

※免許を返納した日から1年以内に申請が必要です
(1年を経過した場合は対象外)。

■申請時の必要書類

- 申請書（健康福祉課窓口にあります）
- 警察署や運転免許センターで交付された「申請による運転免許の取消通知書」の写し
- 印鑑

■申請先・問い合わせ

健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

献上桃の郷おでかけパス事業

高齢者が気軽に外出できるよう、タクシー利用運賃の助成をしています。申請者には利用者証を交付します。

■利用方法

乗車時に、交付を受けた利用者証をタクシー運転手に提示してください。

■利用者負担（運賃）

1回500円（町内での乗降が対象、公立藤田総合病院は町内に含まれます）

※目的地でのタクシー待機はできません。

■利用できる時間

7:00～19:00まで

■助成対象者

- ① 65歳から69歳で前年度の町民税が非課税の人
- ② 70歳以上の人
- ③ 運転免許証を自主返納された人

■利用できるタクシー業者

- 三協ハイヤー、ふくしま中央交通、あづまタクシー

■申請時の必要書類

- 申請書（健康福祉課窓口にあります）
- 印鑑

■申請先・問い合わせ

健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

生ごみ処理容器を斡旋販売します

町では、家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器「コンポスター」や「EMポカシ容器」、今年度から新たに「水切りバケツ」も加え、処理容器の購入費を補助します。購入希望者は、下記より申し込みください。

■**申し込み・問い合わせ** 12月28日迄に、生活環境課 環境係 ☎ 582-2123 へ申し込みください。

■**購入方法** 商品の準備（1月下旬ごろ予定）ができ次第、通知を送付しますので、自己負担額を準備のうえ、生活環境課窓口で受け取りください。

※補助は、1世帯2個まで（今年7月に購入された人は、購入できません）。

種類	規格	自己負担額
水切りバケツ	11ℓ	1,000円
コンポスター	130ℓ (60cm×60cm)	4,050円
	190ℓ (72cm×71cm)	4,650円
	230ℓ (80cm×68cm)	5,250円
EMサポート	15ℓ	1,600円



EMサポート



コンポスター



水切りバケツ

※EMサポートは発酵処理期間を要するため、2個必要。

介護などに係る税務申告書類を発行します

◆おむつ代の医療費控除 2年目以降添付用「確認書」

介護などにかかるおむつ代については、医師から「寝たきり状態にあり、おむつの使用が必要」と認める『おむつ使用証明書』の発行を受け、税務申告時に添付することにより医療費控除の対象となります。この証明書は、申告2年目以降『要介護認定の主治医意見書に基づく市町村の確認書』の添付でもよいとされていますので、希望する人は申請してください。

■申請要件

- ・現年または前年に要介護認定を受けていること（ただし、前年については、要介護認定の有効期間が1年を超える場合に限り）。
- ・要介護認定のための主治医意見書で、おおむね6ヶ月以上寝たきり状態にあること、および尿失禁の発生可能性が確認できること。
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが、**2年目以降であること**。（初めての人は、医師の証明が必要です。）

※令和4年中に死亡した人も対象になります。

■受付期限 12月22日(木)まで

■受付場所 健康福祉課 福祉介護係

■必要なもの

- ・確認依頼書（健康福祉課にあります）
- ・介護保険被保険者証
- ・申請者（来庁者）の印鑑
- ・窓口に来庁する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートなど）

【注意】 家族介護用品給付券で購入した紙おむつ代は該当になりません。なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける人は、医師から「おむつ使用証明書」を受け取り、申告時に提示してください。証明書用紙は健康福祉課にあります。

◆要介護等認定高齢者の障害者控除用「対象者認定書」

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない65歳以上の人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして町長の認定を受けた場合は、所得税および地方税において「障害者控除」の対象となります。

控除を受けるためには、一定の基準を満たす人に交付される、町長の「対象者認定書」が必要です。希望する人は申請してください。

■対象者 65歳以上で、おおむね6か月以上寝たきりの状態、身体不自由、認知症などで要介護認定を受けている人（ただし、介護保険の認定を受けているなどの理由で、一律に障害者控除に認定されるわけではありません）。

※身体障害者手帳等の交付を受けている人、既に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、申請不要です。

※令和4年中に死亡した人も対象になります。

■受付期限 12月22日(木)まで

■令和4年分の障害者控除を受けるためには、**今年中に認定を受ける必要がありますので、期限内での申請をお願いします。**

■受付場所 健康福祉課 福祉介護係

■必要なもの

- ・申請書（健康福祉課にあります）
- ・申請者（来庁者）の印鑑
- ・介護保険被保険者証
- ・窓口に来庁する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートなど）

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

家屋などを新築・改築・増築・取り壊した場合は忘れずに届け出を

■新築・改築・増築した場合

令和4年中に家屋（物置・車庫などを含む）の新築・改築・増築をした場合は、令和5年度の固定資産税の課税対象になります。家屋が完成した際は、税務住民課まで連絡をお願いします。

■取り壊した場合、または、売買や相続などで所有者を変更した場合

令和4年中に、建て替えや老朽化などにより、家屋（物置・車庫などを含む）を取り壊した場合、または、建物の売買や相続などにより所有者を変更した場合

は、印鑑を持参のうえ、早めに税務住民課に届け出をしてください。ただし、法務局へ登記をしている家屋で、令和4年12月末までに法務局での滅失登記や所有権移転登記が完了する場合は、町への届け出は不要です（登記完了が令和5年1月以降になる場合は、届出をお願いします）。

届け出がないと令和5年度以降も固定資産税が課税されますので、忘れずに届け出てください。

☎税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

注意喚起

下水道に油・異物を流さないでください！

下水道へ油・異物（布、マスク、水に溶けないもの、生ごみなど）が流入してしまい、ポンプの故障や下水道管が詰まる事故が頻発しています。汚水が流れなくなると、台所やトイレ、お風呂に逆流し使用できなくなります。そのため、下水道の機能を維持管理する費用が年々増加傾向にあります。

下水道の機能に支障が生じた場合、原因者に対して、

台所では

油や野菜くず、残飯は流さない

下水道管だけではなく、自宅の排水管の詰りの原因となります。また、下水処理場の機能を低下させ、処理費用が高くなります。



支障復旧に要した費用を請求することにもなりかねません。

下水道は公共財産であり、補修・維持管理は、使用者からの下水道使用料でまかなわれています。下水道を正しく使うことで、自然環境と皆さんの生活環境がより良くなります。一人ひとりが十分に注意して、正しく使いましょう。

トイレでは

トイレットペーパー以外は流さない

紙おむつやウェットティッシュなどは水に溶けないため、詰りやポンプ故障の原因になります。機能を低下させ、処理費用が高くなります。



飲食店や油を多量に使用する事業所の皆さんへ

グリーストラップは清掃していますか？

厨房などから出る排水には、油脂分が含まれ、この油脂分は、下水道処理施設でも処理されにくい物質です。

油脂を下水道に流すと、管の中で冷やされ固まり、詰まらせる原因となります。下水道施設の機能を妨げないよう、付帯施設として、グリーストラップなどの油分分離装置の設置および適正な管理をお願いします。

【注意点】

- 油分を多く含んだ熱い汁は冷やして固まった油脂を回収してから流してください。
- 油で汚れた食器や調理器具は油をふき取ってから洗ってください。
- グリーストラップに熱いお湯を流さないでください。
- グリーストラップは定期的な清掃が必要です

固建設水道課 上下水道係 ☎ 582-1100

町の奨学金資金貸付制度 令和5年度奨学生募集

町では経済的な理由で就学することが困難な町内在住の生徒・学生のために、無利子の奨学資金貸付制度を設けています。

■提出期限 令和5年1月27日金【必着】

※募集要項や申請書はホームページに掲載▶

(教育文化課でも配布しています)

固教育文化課 こども教育係 ☎ 582-2403



第4回館長杯ボッチャ大会 チーム対抗戦

実戦を通しながらルールを学び、ボッチャのおもしろさや奥深さを体験してみませんか。

■日時 令和5年1月23日(月) 9:30～11:30

■会場 イコーゼ！ 多目的スタジオ

■申込 3人のチーム、または個人で申し込み下さい。

1月17日までに下記に電話ください。

中央公民館（イコーゼ！）☎ 582-3129

町内各所のイルミネーションを楽しもう！

上町芝生広場（上町チアーズ）

■期間 12/10～1/31
■時間 17:00～24:00

JR 桑折駅前

■期間 12/4～1/29
■時間 16:30～24:00

旧伊達郡役所

■期間 12/24～1/9
■時間 17:00～21:00

フォトコン開催



▲詳細

犬のオシッコの後始末にご協力を

家の塀や花壇、芝生に犬のオシッコをされて迷惑している人がいます。

飼い主は、糞を持ち帰ることはもちろん、マーキングをさせないしつけや、散歩の際に、食用クエン酸の水溶液や重曹の水溶液などを持ち歩き、マーキングの跡を洗い流すようご配慮をお願いします。

■クエン酸水の作り方

水（1リットル）とクエン酸（大さじ2）を良く混ぜて、ペットボトルで持ち歩きましょう。オシッコを流すのに適しています。

■重曹水の作り方

ぬるま湯（1リットル）と重曹（大さじ2）を、ぬるま湯で良く溶かし、ペットボトルで持ち歩きましょう。糞を拾った跡を洗い流すのに適しています。

☎生活環境課 環境係
☎ 582-2123



年末年始の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

■運動期間

12月10日☎～令和5年1月7日☎

■スローガン

くらいとき じぶんをアピール ぴっかぴか
☎生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2123

選挙人名簿抄本の閲覧状況

選挙管理委員会は、公職選挙法第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表することとなっています。令和3年1月1日から令和3年12月31日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

閲覧日	令和3年 8月3日～6日	令和3年 8月10日
申出者	亀岡偉民	
利用目的の概要	第49回衆議院議員選挙の後援会名簿の整理	
閲覧に係る選挙人の範囲	平成生まれの選挙人	

※申出者欄は、国等の機関の場合には名称、法人の場合には名称及び代表者(管理者)の氏名を公表します。
※申出者が法人である場合には、主たる事務所の所在地を公表します。

☎選挙管理委員会(総務課内) ☎ 582-2111

内部被ばく検査の実施について

12月の内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）日をお知らせします。

■実施日 12月19日(月)

■受付時間 10:00～16:00

■検査場所 町保健福祉センター やすらぎ園

■問い合わせ・予約先

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

令和5・6年度入札参加資格審査申請を受け付けます

町が発注する建設工事等の競争入札に参加を希望する方の資格審査申請を受け付けます。

●受付期間 12月1日(木)～26日(月)必着

●提出方法 原則、郵送

●申請書の入手方法

町ホームページからダウンロードください▶



●資格の有効期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

☎総務課 財政係 ☎ 582-2111

公共事業入札結果

なお、これより前の入札結果については、町のホームページおよび総務課で閲覧できます。
☎総務課 財政係 ☎ 582-2111

【11月入札執行分】(単位：円・税込み)

入札方法	入札日	工事(委託)名	工事(委託)箇所	落札者	落札決定額(A)	予定価格(B)	落札率 A/B×100
指名競争入札	11月7日	桑折町学校給食センターシューズ殺菌保管機購入	上郡字堰下地内	株式会社中西製作所	1,749,000円	1,782,000円	98.1%
指名競争入札	11月7日	伊達崎排水機場トイレ改修工事	伊達崎字三本橋地内 外	有限会社遠藤設備工業	5,720,000円	5,896,000円	97.0%
指名競争入札	11月7日	被災家屋解体運搬作業業務委託(公費解体第8号)	下郡字寺前地内 外	渋谷建設(株)	27,918,000円	28,785,900円	97.0%
指名競争入札	11月7日	町民研修センター天井裏間仕切り壁災害復旧工事設計業務委託	南半田字川端地内	有限会社大野建築設計事務所	990,000円	1,100,000円	90.0%